

# 地方三団体提出資料

提出資料	団体名	ページ
全国知事会提出資料	全国知事会	1～10
全国市長会提出資料	全国市長会	11～42
全国町村会提出資料	全国町村会	43～51



# 地方分権改革に関する提案募集に係る意見

R1.8.29  
全国知事会

- 義務付け・枠付けの見直し等を内容とする第9次地方分権一括法が成立。「提案募集方式」により地方からの提案に基づく地方分権改革が着実に前進しているものと評価。
- 「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」の各府省第1次回答については、対応困難や引き続き検討とされたものが多く、今後の検討過程において実現に向けた積極的な対応を求める。
- これまでの地方分権改革推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、特に、義務付け・枠付けの見直しに関する提案や地域公共交通関係の提案について迅速な対応を求める。

- **義務付け・枠付けの見直しに関する提案・・・12件**〈重点事項9件〉  
～ うち7件〈重点事項7件〉は「従うべき基準」の見直し関係
- **国から都道府県への権限移譲に関する提案・・・3件**〈重点事項1件〉
- **その他 地域公共交通関係・・・10件**〈重点事項4件〉 **等**

# 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について（1/4）

## ＜基本的考え方＞

### 【義務付け・枠付けの見直し】

- 地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従い、義務付け・枠付けは直ちに見直すことが必要。
- ※ 「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」182件のうち義務付け・枠付け関係は12件〈重点事項9件〉。

### ②【「従うべき基準」の見直し】

- 基準設定が条例委任されたとしても「従うべき基準」が多用され、地方の自由度が実質的に高まっていない。
- 第3次勧告等の趣旨を踏まえ「従うべき基準」は速やかに廃止又は「参酌すべき基準」に改めることが必要。
- ※ 義務付け・枠付け関係12件の提案のうち「従うべき基準」に関する提案は7件〈重点事項7件〉であり、「従うべき基準」を廃止又は「参酌すべき基準」に改めることで根本的に支障が解消される見込み。  
また、「従うべき基準」に関する提案7件全てが福祉分野。

# 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について（2/4）

## ＜令和元年提案＞

### ① 義務付け・枠付けの見直しに関する提案（「従うべき基準」関係以外）・・・5件 ＜重点事項2件＞

（提案項目）★：重点事項

#### 【子育て関係】

- ・病児保育事業の配置基準緩和可能地域の明確化（No.294）
- ・里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について（No.300）★

#### 【教育・その他】

- ・保育士資格を有する者が幼稚園免許を取得する際の特例適用の明確化（No.2）
- ・公害審査委員候補者の委嘱期間の条例委任（No.55）
- ・都道府県等が実施する委託訓練（長期高度人材育成コース）において、「委託先期間の定める卒業要件を終了要件とすることができる委託先機関」の要件緩和（No.68）★

### ② 「従うべき基準」に関する提案・・・7件＜重点事項7件＞

（提案項目）★：重点事項

#### 【児童発達支援関係】

- ・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し（No.62、79）★

#### 【介護関係】

- ・居宅介護支援等事業所管理者の要件に係る経過措置期間の延長（No.88、98、158、164）★
- ・指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和（No.181）★

# 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について (3/4)

## <制度的課題の検討の必要性①>

○ 第2次勧告のメルクマールや第3次勧告における義務付け・枠付けの見直しの具体的方針が十分に機能していない。特に、福祉分野の施設の職員の資格基準、配置基準、面積基準を中心に「従うべき基準」が多用されている。

→分権改革の意図に反して、地方自治体の自主性や自由度が狭まっていると認識



全国一律の「従うべき基準」による支障が起因となって多くの自治体から提案

<平成26年から平成30年までの福祉分野における「従うべき基準」に関する提案>

年	件数	主な提案内容
平成26年	59件	・保育所の居室等の面積、保育士の配置、児童福祉施設における食事提供方法にかかる「従うべき基準」の見直し ・小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の人員、設備及び運営に係る「従うべき基準」の見直し
平成27年	8件	・訪問看護ステーションの開業要件の緩和 ・サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、オペレーターの資格要件の緩和
平成28年	12件	・サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し ・保育所の人員配置基準の「参酌すべき基準」への見直し ・幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する「従うべき基準」の参酌化
平成29年	23件	・放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」の参酌化等 ・保育所等の人員配置基準の緩和 ・医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和 ・訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準緩和
平成30年	10件	・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準緩和 ・児童養護施設の保育士配置の基準緩和 ・家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の見直し ・放課後児童支援員の資格取得制度の見直し

⇒多くの提案に対して、関係府省は質・最低水準の確保等を理由に対応が困難との回答

# 義務付け・枠付けの見直しに係る提案について（4/4）

## <制度的課題の検討の必要性②>

### ○ 放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し（第9次地方分権一括法）

→本改正は、基準の設定について市町村の裁量を確保し、主体的に地域の実情に応じたクラブの設置促進や適正な運営の確保に取り組めるようにするものであり、地方分権の下で子育て支援の充実が図られるものとして、その意義は大きい。

### 【放課後児童支援員の経過措置の留意点について】

#### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 附則第2条

『この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）』とする。』

のみなし支援員に係る国の経過措置については、期間終了後は延長されない見込み

・ 放課後児童クラブの運営に当たって、各自治体の実情によっては、条例とクラブの実態に不適合が生じる可能性



- 「従うべき基準」の見直しなどについては、個々の提案の支障事例の解消を検討するのみならず、関連する提案を一括して検討するなど、根本的に制度改正を議論すること
- 国の法令改正後も、提案の実現による支障等が発生しないように丁寧なフォローアップをすること
- 国の法令の改正に伴い、地方公共団体の条例の制定改廃が必要となる場合は、法令の公布から施行までに十分な期間を確保するなど、地方公共団体の条例案の検討や議会での審議が十分になされるよう配慮すること

# 地域公共交通に関する提案

## これまでの主な成果等

- 第4次一括法により、自家用有償旅客運送に関する事務・権限(登録・監査等)の手挙げ方式による移譲
- 活性化再生法改正により、地方公共団体を地域公共交通網形成計画の策定主体として位置づけ
- 平成29年、平成30年の2か年にわたって全国市長会、全国町村会とともに共同提案、地域公共交通における制度的課題について問題提起
- 平成30年には地域公共交通会議の協議事項や合意方法についての整理・明確化など、地方の意見も踏まえながら、提案募集制度等により、地域の交通手段を活用しやすいものとするための見直しが進んできた

## 今なお地域に残る課題

- 一般旅客自動車運送事業に係る事務・権限の移譲をはじめ、未だ実現していない提案もある
- コミュニティバスや自家用有償運送は、その活用が本来期待される範囲に比べて限定されている

## 地域の実情に応じた公共交通体系を地域において自ら実行できる仕組みづくりが必要

### 地方自治体からの提案事項

- タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設(No.4)
- 一般旅客自動車運送事業に係る許可申請から運行開始までに係る期間の短縮(No.131)
- 自家用自動車で行う高齢者移動ボランティア活動に要する保険料の収受可能化(No.189)
- 自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和(No.296) など



**地域住民の生活基盤を維持するため、積極的な検討を求める**



# 全ての提案に共通して国に対処を求める事項

## ○ 国と地方の適切な役割分担の構築のため、全ての提案に共通して以下の事項を求める。

- ・ 事務区分(自治事務・法定受託事務)、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の**第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内**とすること。
- ・ **報告徴収・立入検査に限った移譲など**、それだけでは地方が何ら役割を果たすことができないものについては、地方が一定の役割を果たすことができるよう、許認可・措置命令など、**関連する他の事務・権限を併せて移譲**すること。
- ・ 一の都道府県の区域を越える事業等に対する事務・権限については、域外権限行使や関係都道府県との情報共有の仕組みを法令上構築すること。

## ○ 政府として最終的に決定するまでに、全ての提案に共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求める。

- ・ 工程表などの**手順・スケジュール**や具体的な**人員・財源措置**を示すこと。
- ・ 財源については、事務・権限の実施にあたり**財源(人件費相当額を含む。)**の不足が生じないよう、**必要総枠を確保**し、国から地方に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、**研修や職員派遣**など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、**マニュアルの整備や技術的助言**など必要な支援を行うこと。
- ・ 各府省からの第1次回答において**現行規定により対応可能であるとされたもの**について、**要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たす**こと。

# 全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋） R1.7.23決議（1/3）

## 地方分権を実感できる改革の深化

### ○「従うべき基準」をはじめとした義務付け・枠付けの見直し

- ・ 全国知事会を始め多くの地方公共団体が見直しを提案していた放課後児童クラブの「従うべき基準」について、第9次地方分権一括法により参酌基準化がなされたが、**福祉分野を中心に施設等の面積、有資格者の人員配置などに関する基準が依然として「従うべき基準」とされ、地域の実情に応じた施設等の設置促進や適正な運営の確保に支障が生じているため、速やかに「従うべき基準」を廃止し、「参酌すべき基準」等へ見直すこと。**
- ・ 「参酌すべき基準」については、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において「地方自治体の条例による国の法令の基準の『上書き』を許容するもの」と位置付けられたことから、**地方の実情に即した基準とするため、参酌基準化を積極的に進めること。**
- ・ 「従うべき基準」の見直しについて、**基準の緩和により安全性などの低下が進むかのような誤解が依然としてあることから、国においても、地方分権改革の意義や制度改正の趣旨が国民に十分理解されるよう、周知に努めること。**
- ・ 義務付け・枠付けの見直しについては、これまで一定の進展があったが、新たな法令等の制定により、地方は新たな計画策定や事務の実施を求められ、また、「従うべき基準」が多用されるなど、地方の自由度が高まっていない面もある。**国が今後法令等を定める場合は、「従うべき基準」の設定は厳に行わないなど、義務付け・枠付けが許容される基準について見直すこと。**
- ・ 地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を実現すること。

# 全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋） R1.7.23決議（2/3）

## ○地域公共交通制度の見直し

- ・ 地域住民の生活基盤を維持するためには、地域の実情に応じた公共交通体系を地域において自ら考え実行できる仕組みづくりが必要である。路線バスのみならず区域運行バス、自家用有償旅客運送等の活用を促進するための制度の見直しは個別に進められてきたが、さらに、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた交通手段の円滑な導入を可能とする制度を構築すること。
- ・ 自家用有償旅客運送事業の登録等権限の「手挙げ方式」での移譲などが進められているが、路線バスやタクシーなどの旅客自動車運送事業の許可権限の移譲をはじめ、地域公共交通会議などを通じて、地方公共団体が主体的に地域の公共交通の形成に調整権能を果たせる仕組みづくり及び必要な支援等を行うこと。

○

## ○「提案募集方式」等の見直し

- ・ 地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう制度を拡充すること。例えば、「国が直接執行する事業の運用改善」に係る提案についても「実質的な義務付けとなっている事務作業の見直し」に限らず提案対象とすることや、過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合には検討対象とすること、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例を求めないこと。
- ・ 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任をしっかりと果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- ・ 権限移譲に関する提案について、全国一律の権限移譲を基本としつつも、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる「手挙げ方式」を積極的に活用するなど、地方からの提案が最大限酌みとられるよう対応すること。

# 全国知事会「地方分権改革の推進について」R1.7.23決議（抜粋）（3/3）

## ○制度的課題に関する検討

- ・ 地方や住民が地方分権改革の意義や効果をより一層感じられるよう、国の地方分権改革推進本部及び有識者会議においては、現在の「提案募集方式」の取組に加え、国と地方の役割分担や「従うべき基準」の見直しなど制度的な課題について検討を開始するなどの取組を行うこと。

## 地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深める事項

## ○憲法と地方自治

- ・ 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点からすると、参議院選挙区の合区の解消や、地域代表制のあり方等、憲法改正に向けた議論を積極的に行う必要がある。
- ・ 地方自治に関する日本国憲法第8章についても、国と地方の役割分担を根本から問い直し、法律と条例の効力の関係（立法における分権）、地方税財政に関する保障など多様な論点から議論を深めること。

令和元年8月29日

全国市長会意見 重点事項の内訳

重点の全体像	重点事項数	全国市長会意見			都市行政対象外事項
		積極的な検討を求める	積極的な検討を求める等 (留意点を付記)	現行制度の周知を求める	
1. 子ども・子育て	15	14		1	
2. 医療・福祉	9	6		1	2
3. 街づくり、土地・施設の有効活用	9	8			1
4. 交通網・運送網の円滑な確保	4	2	2		
5. 安心・安全な暮らし	4	3		1	
6. 民間事業所等の積極的な活用	3	3			
7. その他	11	5	2		4
合計	55	41	4	3	7

## 1 子ども・子育て

管理番号	提案	団体名	全国市長会意見
8	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	富山市	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
19	社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件緩和について	出雲市	〃
23	特定地域型保育事業の確認の効力の拡大について	豊中市	〃
47	医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大	福井市	〃
48	医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大	福井市	〃
62	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し	伊佐市、鹿児島県市長会	〃
79	児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける従業員及び員数の基準の見直し	米子市	〃
117	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	〃
149	障害児通所給付における支給決定有効期間の見直し	熊本市	〃

## 1 子ども・子育て（続き）

管理 番号	提案	団体名	全国市長会意見
162	病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
165	ひとり親家庭等の支援事業に関する自治体への調査権限の付与	多治見市	〃
166	特定求職者雇用開発助成金に関する市区町村の証明に係る事務の見直し	多治見市	〃
276	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	指定都市市長会	〃
278	障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について	指定都市市長会	〃
300	里帰り出産時等における一時預かり事業の対応の明確化について	鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

## 2 医療・福祉

管理番号	提案	団体名	全国市長会意見
12	転院に係る診療報酬の算定方法の見直し	岩手県、盛岡市、一関市、陸前高田市、西和賀町、一戸町	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。
69	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
88	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省第 38 号）における、附則第 3 条で定める「管理者に係る経過措置」の改正	宮城県、三重県、広島県	〃
98	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長	沖縄県介護保険広域連合	〃
158	居宅介護支援事業所における管理者要件の経過措置期間延長	大阪府、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	〃
164	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	広島県、宮城県、三重県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	〃
181	指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和	島牧村	—



## 2 医療・福祉（続き）

管理 番号	提案	団体名	全国市長会意見
269	生活保護法における 介護 機関の指定に関するみなし 規定の範囲の拡大	指定都市市長会	提案の実現に向けて、 積極的な検討を求める。
295	介護福祉士実務者研修にお ける看護師、准看護師（以 下、「看護師等」という。） の一部科目（医療的ケア） 受講免除	鳥取県、中国地方知事会	—

### 3 街づくり、土地・施設の有効活用

管理番号	提案	団体名	全国市長会意見
49	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	福井市	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
64	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町	〃
90	旧農地法第 74 条の 2 の規定に基づき国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直し	宮城県	〃
91	旧農地法第 80 条第 1 項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直し	宮城県	—
152	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	熊本市	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
187	地域未来投資促進法等に基づく計画を作成して工業団地等を拡張する場合の農用地区域からの除外における弾力的な運用	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県	〃
274	所有者不明空き家に対する地方公共団体への財産管理人選任申立権の付与	指定都市市長会	〃
283	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いについての明確化	指定都市市長会	〃

### 3 街づくり、土地・施設の有効活用（続き）

管理 番号	提案	団体名	全国市長会意見
287	未登記の空き家に係る不動産登記法の表題部記載事項（面積、建築年、建物図面等）等に相当する固定資産税情報の調査権限の付与	羽島市	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 4 交通網・運送網の円滑な確保

管理 番号	提案	団体名	全国市長会意見
4	タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設	五條市	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
227	軌道法に基づく都道府県事務・権限の政令市への移譲	九州地方知事会	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、事務負担の増加や、事務処理の効率化等を踏まえて検討を求める。
228	鉄道事業法に基づく鉄道線路の道路への敷設に係る都道府県事務・権限の政令市への移譲	九州地方知事会	”
296	自家用自動車による貨物の有償運送期間の中山間地域における規制緩和	鳥取県、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 5 安心・安全な暮らし

管理 番号	提案	団体名	全国市長会意見
27	自転車の撤去・保管に係る 費用の徴収・収納事務の私 人委託	京都市	提案の実現に向けて、 積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下 において対応可能であるならば、 十分な周知を行うこと。
77	災害に係る住家の被害認定 基準運用指針における混構 造住家の判定方法の明確化	苫小牧市	提案の実現に向けて、 積極的な検討を求める。
81	普通地方公共団体の支出方 法に災害時における立替払 いを追加	茅ヶ崎市	〃
150	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律における都道府県知事 の事務・権限の指定都市の 長への移譲	熊本市	〃

## 6 民間事業所等の積極的な活用

管理 番号	提案	団体名	全国市長会意見
5	生活保護費返還金等の徴収 又は収納の私人委託	船橋市	提案の実現に向けて、 積極的な検討を求める。
28	公営住宅の明渡し請求に伴 う損害賠償金の回収事務を 私人に委託できるように求 める制度改正	奈良県	〃
68	都道府県等が実施する委託 訓練（長期高度人材育成コ ース）において、「委託先 機関の定める卒業要件を修 了要件とすることができる 委託先機関」の要件緩和	徳島県、滋賀県、京都府、 京都市、大阪府、兵庫県、 神戸市、和歌山県、鳥取 県、関西広域連合	〃

## 7 その他

管理番号	提案	団体名	全国市長会意見
18	小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和	東京都	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
20	犬の登録情報の取扱いの変更	出雲市	〃
21	犬の登録情報の職権消除等ができる権限の付与	出雲市	〃
22	狂犬病予防法に国外転出の届出を義務化	出雲市	〃
26	審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止	下関市	提案の実現に向けて、検討を求める。
94	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付方法の見直し	愛知県	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
97	不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を経由する義務付けの廃止	愛知県	—
118	不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする	埼玉県	—
144	不動産取得税に係る登記情報電子データの提供	千葉県	—
219	地方独立行政法人（研究開発）の出資規制の緩和	神奈川県	—
230	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	九州地方知事会	提案の実現に向けて、検討を求める。

## 8 フォローアップ案件

提案	団体名	全国市長会意見
放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し	東大阪市	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
学校給食費に係る児童手当からの特別徴収	伊丹市	〃
町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	酒々井町、全国町村会	意見なし。
乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付け廃止	各務原市	〃

## 9 全国市長会意見（重点事項以外）

管理 番号	提案	団体名	全国市長会意見
157	許認可事務における法人登記簿謄本（登記事項証明書）の省略	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
237	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減	大阪市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。  なお、当該事案については、補助金、交付金の申請のための算定も影響していると考えられるので、そもそも補助金、交付金の自由度を高めることにより、補助金、交付金申請のための事務量の軽減を目指すことも検討されたい。



## 経済財政運営と改革の基本方針2019 について（令和元年6月21日閣議決定）

### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

#### 2. 経済・財政一体改革の推進等

##### （1）次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

###### ① デジタル・ガバメントによる行政効率化

（地方自治体のデジタル化の推進）

地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため・・・（略）

ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。

#### 国と地方の協議の場（令和元年度第1回、令和元年6月6日）における立谷会長発言

AI活用や情報システムの標準化については、市町村毎に入札を行っている現状にあるが、住基システム等は全国同一であるので、国において標準化していただきたい。地域間の格差が広がらないためにも、国が主導し、国の財源によって標準化したシステムを構築していただきたい。

### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

#### 2. 経済・財政一体改革の推進等

##### （2）主要分野ごとの改革の取組

###### ③ 地方行財政改革

（持続的な地方行財政制度の構築）

人口減少・高齢化の下、長寿命化等による・・・（略）

地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方における新たな発想や創意工夫をいかにさせるよう、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、要件の緩和、手続の簡素化、補助単価等の実態に即した見直し等に向けて、課題を捕捉した上で2019年末までに対象や工程を具体化する。

#### 国と地方の協議の場（令和元年度第1回、令和元年6月6日）における立谷会長発言

学校の冷房設備については、昨年度補正予算で措置いただいたことは感謝するものの、補助単価等が実態よりもかなり低いという声がある。実態調査をしていただき確実な財源措置をお願いしたい。

(別紙)

## 平成 年度処遇改善等加算Ⅰに係る経験年数算定表

(あて先) 市長 殿

平成 年 月 日

施設・事業所名	定員 人
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	
設置者	印

氏名	職種	①現に勤務する 施設・事業所の 経験年数	②その他の 施設・事業所の 通算経験年数	③合計年数 (①+②)	その職種の 資格取得 年月日
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月
		年 月	年 月	年 月	年 月

(人数)

小計		年 月	年 月	年 月
----	--	-----	-----	-----

A (人数)

B

合計		年 月	年 月	年 月
----	--	-----	-----	-----

C

一人当たり平均経験年数	$B \div A = C$	年 月	→	年
-------------	----------------	-----	---	---

(6月以上の端数切上げ)

(留意点)

- 1 算定対象となる職員は、その施設・事業所に勤務するすべての常勤職員とする。(施設長を含む。)ただし、常勤職員以外の者であっても、次の条件をすべて満たす場合は、これを常勤とみなすこと。  
(1) 1日6時間以上の勤務 (2) 月20日以上勤務
- 2 個々の職員の経験年数の算定に当たっては、「①現に勤務する施設・事業所の経験年数」及び「②その他の施設・事業所の通算経験年数」を合算して「③合計年数」に記入すること。  
※ 本年4月1日付けで対象となる期間が開始された者(新規採用等)の①欄は「0年0月」とすること。
- 3 一人当たり平均経験年数(C欄)の算定に当たっては、6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切捨てること。
- 4 初めて申請する職員については、職員履歴書(写)、在職証明書(写)、資格証明書(写)を提出すること。
- 5 算定対象となる職員が16人以上となる場合は、本様式を複写して使用し、合計欄は最終ページのみ記入すること。

市町村審査 担当者

印

府政共生第 349 号  
26 文科初第 1463 号  
雇児発 0331 第 10 号  
平成 27 年 3 月 31 日

[最終改正] 府子本第 381 号  
30 文科初第 95 号  
子発 0416 第 5 号  
平成 30 年 4 月 16 日

各 都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(印影印刷)

### 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成 27 年 3 月内閣府告示第 49 号。以下「告示」という。）については、本日公布されたところであるが、このうち処遇改善等加算Ⅰ及びⅡに係る取扱いは下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。

## 記

### I 目的

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算（処遇改善等加算Ⅰ）及び技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算（処遇改善等加算Ⅱ）を行うもの。

### II 加算対象施設・事業所

全ての都道府県及び市町村以外の施設・事業者が運営する特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業所を対象とする。

### III 加算の認定

処遇改善等加算Ⅰ（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）及び処遇改善等加算Ⅱの加算の認定は、指定都市及び中核市（以下「指定都市等」という。）以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する市町村の長（以下「市町村長」という。）が取りまとめた上で都道府県知事が行うこととする。都道府県知事は、市町村長に施設・事業所ごとの認定結果を通知し、通知を受けた市町村は、その内容を施設・事業所の設置者に通知することとする。

指定都市等が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する指定都市の長又は中核市の長（以下「指定都市長等」という。）が加算の認定を行うこととし、認定の内容を施設・事業所に通知することとする。

### IV 加算に係る使途

施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費は、私立保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所をいう。以下同じ。）が支払いを受ける委託費とは異なり、その使途を制限しないことを基本としているが、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算額については、Ⅰの目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）の賃金改善に充てるものとする。また、職員1人当りの平均経験年数が上昇することに伴い増加する処遇改善等加算Ⅰの基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。

### V 加算申請書の提出時期

加算の認定を受けようとする場合、指定都市等以外の市町村が管轄する施設・事

業所については、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する市町村長に提出するものとする。市町村長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。指定都市等が管轄する施設・事業所については、指定都市長等の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する指定都市長等に提出するものとする。

#### IV 実施方法

##### 1 処遇改善等加算 I

###### (1) 加算率の区分

ア 当該施設・事業所の加算率は、職員 1 人当たり平均経験年数につき次の「加算率区分表」の左欄の年数の区分に応じ、同表の右欄の基礎分及び賃金改善要件分の値を合計して得た値によるものとする。

ただし、平成 27 年 3 月 31 日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成 26 年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。以下同じ。）のうち、平成 26 年度の保育所運営費における民間施設給与等改善費の加算率の区分の算定に当たっての職員 1 人当たり平均経験年数（以下「平成 26 年度の平均経験年数」という。）が次の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表」の①欄に掲げる年数に該当し、かつ、職員 1 人当たりの平均経験年数が②欄に掲げる年数に該当する施設については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値に代えて③欄に掲げる値を賃金改善要件分の値とすることができる。なお、加算を受けようとする年度の前年度の賃金改善要件分の値を下回る場合については、前年度の賃金改善要件分の率と同値とすること。また、賃金改善要件分の値が 5 % となった年度以降は、本ただし書きの適用は受けないものとする。

(加算率区分表)

職員一人当たりの平均経験年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11 年以上	12%	6%	2%
10 年以上 11 年未満	12%	5%	
9 年以上 10 年未満	11%		
8 年以上 9 年未満	10%		
7 年以上 8 年未満	9%		
6 年以上 7 年未満	8%		
5 年以上 6 年未満	7%		
4 年以上 5 年未満	6%		
3 年以上 4 年未満	5%		
2 年以上 3 年未満	4%		

1年以上 2年未満	3%
1年未満	2%
備考 1 基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。 2 賃金改善要件分は、(2)アの賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、(2)イのキャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分を減じた値とする。	

(保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表)

① 平成26年度の平均経験年数	② 職員1人当たりの平均経験年数	③ 賃金改善要件分
7年以上 8年未満	7年以上 8年未満	4%
	4年以上 6年未満	
	2年未満	
5年以上 6年未満	4年以上 6年未満	4%
	2年未満	
4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	4%
	4年以上 5年未満	3%
	1年以上 2年未満	4%
	1年未満	3%
1年以上 2年未満	2年未満	4%
1年未満	1年以上 2年未満	4%
	1年未満	3%
備考 本表の適用を受ける保育所に適用される「基礎分」の値については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値と③欄に掲げる値の差を加えた値とすること。		

(ア) 当該施設・事業所の職員1人当たり平均経験年数は、(イ)の算定の対象となる職員について(ウ)の算定の対象となる施設・事業所における勤続年数を合算して得た総経験年数を、当該職員の数により除して得た年数(6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てること。)をいうこと。

(イ) 職員1人当たり平均経験年数の算定の対象となる職員は、その職種にかかわらず、その施設・事業所に勤務する全ての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること(居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員1人当たり平均経験年数を算定すること。)。ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤とみなして算定の対象とすること。

(ウ) 個々の職員の経験年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法(以下「支援法」という。)第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び同法第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設・事業所における経験年数を合算するものとする。

① 学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校にお



ける勤続年数

- ② 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数
- ③ 児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数
- ④ 認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設（企業主導型保育施設を含む。）及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数
- ⑤ 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数（保健師、看護師又は准看護師に限る。）

(エ) (ア)の職員1人当たり平均経験年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行うこと。

ただし、年度の途中で新たに支援法第27条第1項及び第29条第1項の市町村による確認（同法附則第7条及び第8条のみなし確認を含む。以下「支援法による確認」という。）を受けた施設・事業所における当該算定については、支援法による確認を受けた日現在において行うこと。

なお、当該算定を行った後に、算定の対象となった職員の異動があっても、当該年度中においては、加算率の変更は行わないこと。

イ 都道府県知事及び指定都市長等は、Vにより、別紙様式1の「加算率認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）」（賃金改善要件分の加算率の適用を受けようとするときは別紙様式2の「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」及び別紙様式3の「キャリアパス要件届出書」を含む。別紙様式3については処遇改善等加算Ⅱを受ける場合を除く。）を提出させ、加算の適用の可否及び適用する加算率の値を確認すること。

なお、賃金改善要件分のうちキャリアパス要件分については、別紙様式3の「キャリアパス要件届出書」を都道府県若しくは指定都市等に提出していること又は処遇改善等加算Ⅱを受けていることをもって要件に適合したものとすること。その際、キャリアパス要件分を含む加算率の適用を受けようとする施設・事業所の設置者が過年度に別紙様式3を提出している場合においてその内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

## (2) 加算の要件

### ア 賃金改善要件

(ア) 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

- ① 次のいずれかの年度（以下「基準年度」という。）の職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）以下、1において同じ。）の賃

金水準（退職手当を除く。基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設・事業所の職員については、当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。）に対して改善するものであること。

a) 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度

b) 平成 27 年 3 月 31 日以前において既に保育所として運営していた施設については平成 24 年度

当該改善の起点となる賃金については、公定価格における国家公務員の給与改定に伴う人件費の改定状況を踏まえた水準（基準年度の職員の賃金に、基準年度以降の改定率の合計を加えた水準）とすること。

② (イ) ②により算定される賃金改善見込額が(イ) ①により算定される加算見込額以上であること。

(イ) 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式 2 の「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

① 加算見込額

(算式)

「当該年度における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算Ⅰの単価の合計額」×「賃金改善要件分に係る加算率（%）×100」×「12 月（賃金改善実施期間が 12 月に満たないときは、支援法による確認を受けたときから直近の 3 月までの月数）」（年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て）

ただし、基準年度に私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助（一種免許状の保有の促進分及び財務状況の改善の支援分を除く。))（以下「私学助成」という。）を受けていた認定こども園又は幼稚園については、当該基準年度における私学助成及び保育料等<sup>(注)</sup>による収入額（以下「私学助成等収入額」という。）が公定価格及び利用子ども数の見込みをもとに算出した額（以下「公定価格による見込額」という。）から本加算見込額及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算見込額を控除して得た額を上回っている場合であって、都道府県知事が適当と認めるときは、公定価格による見込額から処遇改善等加算Ⅱに係る加算見込額及び私学助成等収入額を控除して得た額（当該額が零以下となる場合は、零）を加算見込額とすることができる。この場合においても、当該認定こども園又は幼稚園の教育・保育に支障のない範囲内で賃金水準の維持及び向上に努めること。

(注) 保育料等は、保育料や入園料等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条



第3項に定める額(特定負担額)、同条第4項に定める額(実費徴収額)及び入園に関わる事務手続に要する費用(入園受入準備費)等を除く。)の保護者からの納付金(幼稚園就園奨励費を市町村から代理受領した場合はその額を含む。)とし、その上限は一人当たり年額30万8,400円とする。

② 賃金改善見込額 各施設・事業所において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額(当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善加算Ⅱによる賃金改善見込み額(2(2)サ(イ))を除く。)の総額)

③ 賃金改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等を記載すること。なお、法人の役員を兼務している職員については、本加算を役員報酬に充ててはならないこと。

④ 賃金改善実施期間 4月から翌年3月まで(年度の途中で支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けたときから直近の3月まで)

⑤ 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や1人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること。

(ウ) (イ) ①の平均利用子ども数の算出に当たっての各月初日の利用子ども数の見込みについては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

(エ) (オ) ①の加算実績額(基準年度に私学助成を受けていた認定こども園又は幼稚園については、(イ) ①のただし書きの加算見込額とすることが適当と都道府県知事が認める額に準じて都道府県知事が認める額)と(オ) ⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。

(オ) 年度終了後速やかに、市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式4の「賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅰ)」を提出すること。

① 加算実績額

(算式)

「当該年度における処遇改善等加算Ⅰの総額(実績)」×「賃金改善要件分に係る加算率(%)」÷「基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率(%)」  
(千円未満の端数は切り捨て)

ただし、基準年度に私学助成を受けていた認定こども園又は幼稚園のうち、(イ) ①のただし書きの適用を受ける施設については、当該加算実績額を含む公定価格及び利用子ども数の実績をもとに算出した額から当該基準年度における私学助成等収入額及び処遇改善等加算Ⅱの加算実績額を控除して得た額(当該額が零以下となる場合は、零とすること。

② 賃金改善実施期間

- ③ ②の期間における次の事項
- ア 対象となる職員の総数
  - イ 賃金改善を実施した職員数
  - ウ 職員に支給した賃金総額
  - エ 職員一人当たりの賃金月額
- ④ 実施した賃金改善の方法
- ⑤ ④の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額を除く。千円未満の端数は切り捨て） 次のアからイを控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。
- ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額（2（2）ス（オ））を除く。）
  - イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。）
- ⑥ ①の加算実績額と⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額の差額（残額が生じた場合に限る。）及び職員への支払い方法
- ⑦ 職員1人当たりの賃金改善額
- (カ) 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設・事業所に勤務する職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む。）とすること。なお、法人の役員を兼務している職員については、本加算を役員報酬に充ててはならないこと。また、賃金改善を実施する職員の範囲については、各施設・事業所の実情に応じて決定するものとする。
- (キ) 賃金改善要件分に係る支給を受けた施設・事業所は、賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。
- (ク) 複数の施設・事業所を運営する事業者である場合は、(イ) ①及び(オ) ①の加算見込・実績額の合計額の範囲で、同一事業者内の複数の施設・事業所間で配分を行うことができること（都道府県又は市町村の圏域を超えて施設・事業所を複数有する場合を含む。）。なお、この場合には、配分調整後のそれぞれの施設・事業所の加算見込・実績額により、賃金改善計画書・実績報告書を作成し、申請することとする。その際、施設・事業所ごとの内訳表を添付すること。
- また、申請は施設・事業所単位を原則とするが、同一市町村内に所在する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で、一括して申請するなど事務処理の簡素化を適宜図ることは差し支えないもの

であること。

- (ケ) 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。
- (コ) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各施設・事業所の実情に応じた方法によるものとする。

## イ キャリアパス要件

次の(ア)及び(イ)のいずれにも適合すること又は処遇改善等加算Ⅱを受けていること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- ① 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- ③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設・事業所職員に周知していること。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- ① 施設・事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次のa)及びb)に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。
  - a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設・事業所職員の能力評価を行うこと。
  - b) 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- ② ①について、全ての施設・事業所職員に周知していること。

## 2 処遇改善等加算Ⅱ

### (1) 加算対象職員数

ア 加算額の算定に用いる職員の数（告示別表第二及び第三の「人数A」及び「人数B」）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、下表の右欄により算出される人数（1人未満の端数がある場合には四捨五入する。）を基礎とし、これに、「人数A」については $1/3$ 、「人数B」については $1/5$ を乗じて得た人数とする（これらに1人未満の端数がある場合には四捨五入する。ただし、四捨五入した結果が「零」となる場合は「1」とする。）。

ただし、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業所について、この加算を算定する場合は、「人数A」及び「人数B」のいずれかを一方を「1」とし、他方を「零」とする。

また、下表の右欄による算出に当たって使用する年齢別児童数は、当該年度4月時点又は各月平均の年齢別児童数、各種加算の適用状況については当該年度4月時点における適用状況による。

特定教育・保育施設等の種類	「人数A」及び「人数B」の算定の基礎となる職員数
幼稚園	<p>以下の a から g の合計に、定員 35 人以下又は 301 人以上の場合は 1.2、定員 36 人～120 人の場合は 1.4、定員 121 人～300 人の場合は 2.2 を加え、i 及び j の合計を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数  <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>※1 3歳児配置改善加算を受けている場合  <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>※2 満3歳児対応加配加算を受けている場合            i) 3歳児配置改善加算を受けていない場合  <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満 3 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出            ii) 3歳児配置改善加算を受けている場合  <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満 3 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>b チーム保育加配加算を受けている場合 加配人数</p> <p>c 通園送迎加算を受けている場合 定員 150 人以下は 0.8、定員 151 人以上は 1.5</p> <p>d 給食実施加算を受けている場合 定員 150 人以下は 1、定員 151 人以上は 2</p> <p>e 主幹教諭等専任加算を受けている場合 1</p> <p>f 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>g 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p>

	<p>h 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>i 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>j 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数（必要教員数－配置教員数）</p>
保育所	<p>以下の a から f の合計に、定員 40 人以下の場合は 1.5、定員 41 人～90 人の場合は 2.5、定員 91 人～150 人の場合は 2.3、定員 151 人以上の場合は 3.3 を加えた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数  <math>\{4 \text{ 歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0 \text{ 歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}</math> (小数点第 1 位以下四捨五入)  ただし、3 歳児配置改善加算を受けている場合は以下により算出された数とする。  <math>\{4 \text{ 歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0 \text{ 歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}</math> (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>c 主任保育士専任加算を受けている場合 1</p> <p>d 事務職員雇上加算を受けている場合 0.3</p> <p>e 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>f チーム保育推進加算を受けている場合 1</p>
認定こども園	<p>以下の a から m の合計に、定員 90 人以下の場合は 1.4、定員 91 人以上の場合は 2.2 を加え、n から p の合計を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数  <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数 (保育認定子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}</math> (小数点第 1 位以下四捨五入)  ※1 3 歳児配置改善加算を受けている場合  <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出  ※2 満 3 歳児対応加配加算を受けている場合  i) 3 歳児配置改善加算を受けていない場合</p>



	<p>{3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}を{3歳児数(満3歳児を除く)×1/20(同)}+{満3歳児数×1/6(同)}に置き換えて算出</p> <p>ii) 3歳児配置改善加算を受けている場合  {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}を{3歳児数(満3歳児を除く)×1/15(同)}+{満3歳児数×1/6(同)}に置き換えて算出</p> <p>b 非常勤講師(1号定員35人以下及び121人以上に限る) 0.8</p> <p>c 休けい保育士 2・3号定員90人以下は1、91人以上は0.8</p> <p>d 調理員 2・3号定員40人以下は1、41人以上150人以下は2、151人以上は3</p> <p>e 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4</p> <p>f 学級編制調整加配加算を受けている場合 1</p> <p>g チーム保育加配加算を受けている場合 加配人数</p> <p>h 通園送迎加算を受けている場合 1号定員150人以下は0.8、定員151人以上は1.5</p> <p>i 給食実施加算を受けている場合 1号定員150人以下は1、定員151人以上は2</p> <p>j 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>l 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>n 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>o 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置していない人数(必要代替保育教諭等数-配置代替保育教諭等数)</p> <p>p 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数(必要保育教諭等数-配置保育教諭等数)</p>
<p>小規模保育事業所(A型、B型)</p>	<p>以下のaからcの合計に1.3を加え、dを減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数  {1, 2歳児数×1/6(小数点第2位以下切り捨て)}+{0歳児数(同)×1/3(同)}+1(小数点第1位以下四捨五入)</p>

		<p>ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。</p> $\{1, 2 \text{歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数第2位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第1位以下四捨五入)}$ <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4  c 休日保育加算を受けている場合 0.5  d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
小規模保育事業所 (C型)		<p>以下の a、b の合計に 1.6 を加え、c を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数  子ども 3 人につき 1 人 (家庭的保育補助者を配置する場合は子ども 5 人) (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。</p> $\{ \text{グループの利用子ども数 (障害児を除く)} \times 1/5 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} \text{ (小数点第1位以下四捨五入)}$ <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4  c 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
事業所内保育事業所 (利用定員 6 人以上)	事業所内保育事業所 (A型 B型)	<p>以下の a から c の合計に 1.3 を加え、d を減じた人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数  <math display="block">\{1, 2 \text{歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第1位以下四捨五入)}</math></p> <p>ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。</p> $\{1, 2 \text{歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第1位以下四捨五入)}$ <p>b 保育標準時間認定の児童がいる場合 0.4  c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p>

		d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1
	事業所内保育事業所（20人以上）	以下の a から c の合計に、定員 40 人以下の場合 1.5、41 人～90 人の場合は 2.5 を加え、d を減じた人数 a 年齢別配置基準による職員数 $\{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0 \text{ 歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$ (小数点第 1 位以下四捨五入) ただし、障害児保育加算を受けている場合は以下により算出された数とする。 $\{1, 2 \text{ 歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + \{\text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\}$ (小数点第 1 位以下四捨五入) b 保育標準時間認定の児童がいる場合 1.4 c 休日保育加算を受けている場合 0.5 d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 定員 40 人以下 1 定員 41 人以上 2

イ 都道府県知事及び指定都市長等は、Vにより、別紙様式5の「加算認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）」を提出させ、加算の適用の可否及び適用する加算対象職員数を確認すること。

(2) 加算の要件

ア 次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

(ア) 加算対象職員（副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー、職務分野別リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている職員をいう。以下同じ。）の基準年度（当該施設・事業所において最初に処遇改善等加算Ⅱを取得した年度の前年度）における賃金（基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金）に対して改善するものであること。

(イ) シ（イ）により算定される賃金改善見込額（シ（ウ）の拠出見込額がある場合は、それを加えた額）が、シ（ア）により算定される加算見込額（シ（エ）の受入見込額がある場合は、それを加えた額）以上であること。

(ウ) イからコを満たすものであること

イ 家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外の施設・事業所においては、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等については、発令や職務命令が行われ



ていること。

ウ 副主任保育士等及び職務分野別リーダー等は、施設・事業所の種類に応じ、(ア)から(ウ)に定める職位とする。

(ア) 幼稚園 中核リーダー、専門リーダー、若手リーダー又はこれらに相当する職位(教務主任・学年主任等を含む。)

(イ) 保育所及び地域型保育事業所 副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位

(ウ) 認定こども園 (ア)及び(イ)に相当する職位

エ 副主任保育士等及び職務分野別リーダー等については、以下の要件を満たすものとなっていること。ただし、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所以外の施設・事業所においては、経験年数に係る要件について、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえ、施設・事業所の判断で柔軟な対応が可能であること。

また、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所にあつては、副主任保育士等について「概ね7年以上」とあるのを「7年以上」、職務分野別リーダー等について「概ね3年以上」とあるのを「3年以上」と読み替えること。

なお、職員の経験年数の算定に当たっては、1(1)ア(ウ)により取り扱うこと。

(ア) 副主任保育士等については、概ね7年以上の経験年数を有するとともに、別に定める研修を修了していること。

(イ) 職務分野別リーダー等については、概ね3年以上の経験年数を有し、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野(若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等)を担当するとともに、別に定める研修を修了していること。

ただし、研修に係る要件については、2022年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021年度までの間は当該要件は課さないこと。なお、研修に係る要件の2022年度からの必須化については、2022年度開始までに、職員の研修の受講状況等を踏まえ判断すること。

オ 加算対象職員については、保育士や教諭に限るものではなく、看護師や調理員、栄養士、事務職員等も対象となること。

カ 副主任保育士等に係る賃金改善額は原則として月額4万円とすること。

ただし、施設・事業所における職員の経験年数・技能及び給与実態等を踏まえ、施設・事業所が必要と認める場合には、月額4万円の賃金改善を行う職員数を「人数A」に2分の1を乗じて得た人数(1人未満の端数は切り捨て)確保した上で、その他の技能・経験を有する職員(園長以外の管理職(幼稚園等の副園長、教頭及び主幹教諭並びに保育所等の主任保育士をいう。以下同じ。)、副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に限る。)について月額5千円以上月額4万円未満の賃金改善額とすることができること。なお、園長以外の管理職については、副主任保育士等の賃金とのバランス等を踏まえて必要な場合に限って処遇改善を行

うことが可能であること。

- キ 職務分野別リーダー等に係る賃金改善額は原則として月額5千円とすること。  
ただし、その他の技能・経験を有する職員として、副主任保育士等にかかる加算額の配分を受ける場合は、月額5千円以上とすることができるが、その場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち最も低い額を超えないこと。また、職務分野別リーダー等の人数は、「人数B」以上とすること。
- ク 2022年度までの間の特例として、加算見込額の20%（10円未満の端数切捨て）については、同一の事業者が運営する他の施設・事業所（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に限り、他の市町村又は都道府県に所在するものを含む。）に配分することができること。
- ケ 賃金改善が役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により行われるものであること。
- コ 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。
- サ 施設・事業所職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定め、全ての施設・事業所職員に周知していること。
- シ 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式6の「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

（ア） 加算見込額

以下の①及び②の合計額

- ① 副主任保育士等 告示別表2又は3の処遇改善等加算Ⅱ－①に規定する額×実施月数×人数A（千円未満の端数は切り捨て）
- ② 職務分野別リーダー等 告示別表2又は3の処遇改善等加算Ⅱ－②に規定する額×実施月数×人数B（千円未満の端数は切り捨て）

（イ） 賃金改善見込額

以下の①及び②の合計額

- ① 各施設・事業所において賃金改善実施期間における副主任保育士等及び園長以外の管理職に係る賃金改善に要する見込額の総額（役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善見込額（1（2）ア（イ）②）を除く。）
- ② 各施設・事業所において賃金改善実施期間における職務分野別リーダー等に係る賃金改善に要する見込額の総額（役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給による改善額

に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善見込額（１（２）ア（イ）②）を除く。

（ウ） 抛出現込額

クにより他の施設・事業所に抛出する費用の見込額

（エ） 受入見込額

クにより他の施設・事業所から抛出される費用の見込額

※（ウ）及び（エ）がある場合には、事業者は、「同一事業者内における抛出現込額・受入見込額一覧表」を作成し、別紙様式６の添付書類とすること。

（オ） 賃金改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（手当又は基本給）及び金額を記載すること

（カ） 賃金改善実施期間 賃金改善を実施する月から当該年度の３月まで

（キ） 賃金改善を行う方法 加算対象職員ごとの職位の名称、職種、賃金改善の項目、賃金改善見込額の算出方法を具体的に記載すること

ス セ（ア）の加算実績額（セ（キ）の受入実績額がある場合は、それを加えた額）とセ（オ）の賃金改善の実施に要した費用（セ（カ）の抛出現込額がある場合は、それを加えた額）の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を当該年度の加算対象職員の賃金改善に充てること。

セ 年度終了後速やかに、市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式７の「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」を提出すること。

（ア） 加算実績額 当該年度における処遇改善等加算Ⅱの総額（実績）とする。

（イ） 「人数Ａ」及び「人数Ｂ」の数

（ウ） 賃金改善実施期間

（エ） 実施した賃金改善の方法

（オ） （エ）の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善額（１（２）ア（オ）①）を除く。千円未満の端数は切り捨て）

次の①から②を控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。

また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

① 賃金改善を行った場合の副主任保育士等（園長以外の管理職を含む。）及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善額を除く。（カ）の抛出現込額がある場合は、それを加えた額）

② 基準年度（当該施設・事業所において最初に処遇改善等加算Ⅱを取得した年度の前年度）における賃金水準を適用した場合の副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含み、処遇改善等加算Ⅰに係る賃金改善額（１（２）ア（オ）①）を除く。）

（カ） 抛出現込額

クにより他の施設・事業所に抛出する費用の実績額

(キ) 受入実績額

クにより他の施設・事業所から拠出される費用の実績額

※ (カ) 及び (キ) がある場合には、事業者は、「同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表」を作成し、別紙様式7の添付書類とすること。

(ク) (ア) の加算実績額 ((キ) の受入実績額がある場合は、それを加えた額) と (オ) の賃金改善の実施に要した費用 ((カ) の拠出実績額がある場合は、それを加えた額) の総額の差額及び翌年度における職員への支払い方法 (残額が生じた場合に限る。)

ソ 本加算に係る賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。

VII 虚偽等の場合の返還措置

施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合には、指定都市等以外の市町村が管轄する施設・事業所については、都道府県知事が市町村長に対し既に支給された加算額の全部又は一部の返還措置を講じることを命じることとし、指定都市等が管轄する施設・事業所については、指定都市長等が当該施設・事業所に対して既に支給された加算額の全部又は一部の返還措置を講じることとする。